

# 令和4年度 第二部会技術分科会 活動報告（概要）

令和5年7月  
一般社団法人 日本消火装置工業会

## 1. 委員会

### (1) 委員構成

13社16名で構成

### (2) 開催回数

定例会（原則月1回第3木曜日）11回＝計11回  
全て会議室およびWeb併用で開催した。

## 2. 審議・確認事項

### (1) PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理について

- ・2022年9月にPFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項が策定された。
- ・技術的留意事項に基づく処理が可能な処理施設について、以前にPFOS処理が可能だった処理施設からヒアリングを行い、処理対応可能な施設一覧を作成しホームページで公開した。
- ・資料作成に当たっては、廃棄物中のPFOS及びPFOAの含有濃度により処理施設に求められる事項が異なることを踏まえ、区別できるようにしている。

### (2) PFOS含有泡消火薬剤の廃絶に向けたリーフレットの作成について

- ・PFOS含有泡消火薬剤は、2010年に化審法の規制を受けてから10年以上が経ち、現在は製造中止となっている。また、規制を受ける前に販売設置されたPFOS含有泡消火薬剤についても交換推奨年数を超えている状態である。
- ・これまでは、完全交換までの猶予措置として、PFOS含有泡消火薬剤と新しい泡消火薬剤の混合使用に関する取り組みをしていたが、世界的なPFOS規制の流れを受け、PFOS含有泡消火薬剤の廃絶に取り組むこととした。
- ・その取り組みの一つとして、新しい泡消火薬剤への完全交換を強く推奨することを記載したリーフレットを作成しホームページで公開した。

### (3) 水質汚濁防止法の指定物質にPFOSやPFOAが指定されたことへの対応について

- ・水質汚濁防止法における指定物質に、有機フッ素化合物を使用している泡消火薬剤のうち一部のものに含まれているPFOS及びその塩とPFOA及びその塩が指定された。
- ・指定物質を含む泡消火薬剤及び泡水溶液が事故等により流出した場合は、都道府県知事等に届出の義務が生じるというもの。
- ・届出を行うのは泡消火設備の所有者になるので、周知協力を担当省から要請されリーフレットの作成、対象となる泡消火薬剤の整理等を行なった。
- ・整理した結果については近日中にホームページに掲載する予定。

### (4) 泡消火薬剤の機能を維持するための措置 サンプル検査について

- ・国際条約や化学物質審査法でPFOSが規制対象となったことへ対応して、2010年10月から泡消火設備の総合点検におけるいわゆる放射点検の代替として泡消火薬剤の性状等を確認するいわゆるサンプル検査が選択肢の一つとして追加された。
- ・2021年からは対象となる泡消火薬剤がPFOS含有泡消火薬剤だけでなく、全ての泡消火薬剤に変更になった。
- ・サンプル検査はその検査項目から、いわゆる泡消火薬剤製造会社において実施されるも

のであるが、どのような検査をしているのか具体的な説明を求められることも多いため、今回薬剤メーカーの協力を得てサンプリング検査の解説書を作成することにした。

- ・近日中にホームページに掲載する予定。

**(5) PFOSやPFOA等を使用した泡消火薬剤の市中在庫量調査について**

- ・国際条約で規制された化学物質は、条約に締結した各国の国内法で管理を行い、その成果を定期的に報告する制度がある。
- ・今まではPFOSのみを調査していたが、PFOAが規制対象となり、近々PFOA関連物質、PFHxS、PFHxS関連物質が規制対象となる予定なので、所掌省庁と共にどのように調査を行うのが良いか検討している。継続中。

**(6) リチウムイオン電池を貯蔵する倉庫に対する消火設備について**

- ・本件に関する検証試験が行われ、委員会社から参加者を募り、第一部会と共に参加した。

**3. 関連作業部会および外部委員会等**

**(1) 東京防災救急協会主催令和4年消防用設備等保守業務従事者講習会への講師派遣について**

- ・「泡消火設備の点検要領」のタイトルで実機も用いた講習を実施した。

以 上